

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額		人 3,755	千円 277,080,155
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		99	2,663,349
債 務 控 除 額		2,033	21,495,898
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		418	2,007,025
課 税 価 格	実	3,767	260,254,631
相 続 税 額	算 出 税 額	3,688	32,566,271
	2 割 加 算 額	264	231,304
	計	3,688	32,797,575
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	141	108,989
	配 偶 者	676	9,154,119
	未 成 年 者	37	8,065
	障 害 者	65	62,233
	相 次 相 続	119	177,831
	外 国 税 額	-	-
	計	998	9,511,237
差 引 税 額	実	3,205	23,286,338
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		37	145,346
小 計		3,197	23,140,992
農 地 等 納 税 猶 予 額		167	3,179,915
株 式 等 納 税 猶 予 額		10	435,739
申 告 納 税 額	納 付 税 額	3,152	19,569,732
	還 付 税 額	19	44,394
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,377	111,730,000

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
平成 17 年分	4,216	千円	36,190,629	8,670,610	3,487	24,982,503	1,544
平成 18 年分	4,244	275,674,688	32,688,111	10,968,833	3,494	19,309,574	1,536
平成 19 年分	3,898	255,153,260	30,050,851	9,354,759	3,270	18,188,983	1,444
平成 20 年分	3,950	280,567,899	39,715,123	11,050,887	3,355	25,838,447	1,454
平成 21 年分	3,767	260,254,631	32,797,575	9,511,237	3,152	19,569,732	1,377

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
徳島	446	32,397,744	364	2,257,074	158
鳴門	187	12,559,415	145	464,802	84
阿南	75	4,763,274	55	193,012	28
川島	41	2,251,126	34	148,346	17
脇町	14	1,073,628	13	92,879	7
池田	14	1,197,882	12	178,344	6
徳島県計	777	54,243,069	623	3,334,457	300
高松	554	36,376,217	464	3,055,573	200
丸亀	198	12,802,171	166	1,190,989	73
坂出	95	4,389,595	81	308,517	33
観音寺	100	5,840,140	88	356,402	35
長尾	79	4,686,625	65	299,182	27
土庄	20	905,526	16	44,666	6
香川県計	1,046	65,000,274	880	5,255,329	374
松山	708	46,511,882	590	3,029,837	259
今治	185	12,581,280	161	1,224,863	60
宇和島	72	3,746,799	63	235,695	22
八幡浜	38	6,420,731	32	401,403	15
新居浜	75	7,626,113	64	535,011	27
伊予西条	104	6,683,645	79	357,831	39
大洲	39	2,085,130	34	103,936	13
伊予三島	63	5,342,059	55	565,918	21
愛媛県計	1,284	90,997,639	1,078	6,454,494	456
高知	426	32,226,538	370	2,709,837	160
安芸	30	1,709,725	24	161,890	11
南国	106	7,633,237	93	940,049	38
須崎	25	1,375,490	23	57,575	9
中村	50	4,075,255	42	293,274	19
伊野	23	2,993,404	19	362,827	10
高知県計	660	50,013,649	571	4,525,452	247
合計	3,767	260,254,631	3,152	19,569,732	1,377

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 3,768	千円 259,071,948	人 3,146	千円 19,407,371	人 1,377
	修正申告額による増差額	67	1,509,692	100	242,700	44
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	23 △	327,009	37 △	80,338	19
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,767	260,254,631	実 3,152	19,569,732	実 1,377
過年分	申 告 額	114	5,460,275	100	331,733	62
	修正申告額による増差額	1,006	12,202,622	1,348	1,923,665	572
	更正による増差額	1	1,849	4	64	1
	更正等による減差額	184 △	1,708,296	222 △	380,225	109
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,242	15,956,450	実 1,585	1,875,237	実 630
合 計	申 告 額	3,882	264,532,223	3,246	19,739,104	1,439
	修正申告額による増差額	1,073	13,712,314	1,448	2,166,365	616
	更正による増差額	1	1,849	4	64	1
	更正等による減差額	207 △	2,035,305	259 △	460,563	128
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 5,009	276,211,081	実 4,737	21,444,969	実 2,007

周査対象等： 「本年分」は平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成20年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成21年11月1日から平成22年6月30日までの間の申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を除く。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成19年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成21年7月1日から平成22年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	32	7,086	25	10,386	1	116
過 年 分	1,001	182,538	111	42,482	100	105,405
合 計	1,033	189,624	136	52,866	101	105,520

5-2 相続財産価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人の数
			相続時精算課税適用財産価額	暦年課税分贈与財産価額		
1 億円以下	323	27,001,320	538,624	319,671	361,700	760
1 億円超	699	97,853,600	1,331,948	529,926	3,686,342	2,248
2 "	183	43,863,639	242,265	367,852	3,034,821	654
3 "	113	42,266,116	72,911	444,871	4,658,233	416
5 "	32	18,376,206	127,058	170,850	2,779,701	123
7 "	19	15,461,844	81,711	53,184	3,079,593	62
10 "	6	8,177,972	-	106,445	1,254,068	18
20 "	1	2,732,017	239,400	-	549,624	3
30 "	1	3,339,234	-	-	3,289	4
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,377	259,071,948	2,633,917	1,992,799	19,407,371	4,288

調査対象等：平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	8	60	103	114	38	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	-	45	140	267	164	52	19	6	4	2	-	-
2 "	-	6	24	66	63	9	6	4	4	1	-	-
3 "	-	1	17	38	34	13	6	2	2	-	-	-
5 "	-	1	5	9	9	5	1	-	1	-	1	-
7 "	-	3	2	7	2	4	1	-	-	-	-	-
10 "	-	-	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	8	116	293	504	313	83	33	12	11	3	1	-

調査対象等：平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	560	25,579,886
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	509	10,818,527
	宅地（借地権を含む。）	1,286	81,815,672
	山林	378	2,220,916
	その他の土地	362	9,614,599
	計	実 1,300	130,049,600
家屋、構築物		1,240	15,390,266
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	207	279,399
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	24	53,933
	売掛金	32	94,481
	その他の財産	67	270,091
	計	実 263	697,904
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	272	10,938,716
	同上以外の株式及び出資	899	13,465,321
	公債及び社債	352	7,855,071
	投資・貸付信託受益証券	403	5,643,774
	計	実 1,073	37,902,884
現金、預貯金等		1,363	62,939,932
家庭用財産		897	347,001
その他の財産	生命保険金等	286	8,992,786
	退職金及び功労金等	80	3,968,040
	立木	133	182,568
	その他の	1,148	15,359,345
	計	実 1,186	28,502,739
合計		実 1,371	275,830,326
相続時精算課税適用財産価額		71	2,633,917
債務		1,182	18,607,157
葬式費用		1,348	2,777,937
計		実 1,363	21,385,094
差引純資産価額		実 1,372	257,079,149
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		237	1,992,799
課税価格		実 1,377	259,071,948

調査対象等：平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。